

平成21年7月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成20年(仮)第31802号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成21年6月17日

判 決

原 告 [REDACTED]

訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

同 白井晶子

訴訟復代理人弁護士 太田賢志

東京都港区南青山一丁目10番2号

被 告 株式会社イ・マーケティング

代表者 代表取締役 白井

東京都 [REDACTED]

被 告 白井 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 安藤 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 栗原 [REDACTED]

被告ら訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帶して644万円及びこれに対する平成20年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事 實

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

主文同旨

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 被告白井 [] (以下「被告白井」という。) は、平成19年3月当時、被告株式会社イー・マーケティング (以下「被告会社」という。) の代表取締役であった者であり、被告安藤 [] (以下「被告安藤」という。) 及び被告栗原 [] (以下「被告栗原」という。) は、同月当時、被告会社の取締役であった者である。

(2) 原告の株式購入等

原告は、平成19年3月ころから、被告会社の従業員からの電話により、被告会社が上場する準備をしており、上場すれば1株28万円が100万円から150万円に上がって利益が上がる、同年秋ごろに上場の予定である旨の被告会社の株式を購入するようにとの勧誘を受け、被告会社からも被告会社が株式の公開を目指している旨の文言の記載のある出資を勧誘する書面が送付されてきたことから、被告会社が上場を予定しており、上場すれば被告会社の株価が値上がりすると誤信し、次のとおり、被告会社の株式合計30株 (以下「本件株式」という。) を585万円で購入した。

| | | |
|------------------|----|-------|
| ア 平成19年6月14日 | 5株 | 140万円 |
| イ 同月下旬ごろ | 5株 | 140万円 |
| ウ 同年7月12日 | 2株 | 56万円 |
| エ 同年8月下旬又は9月上旬ごろ | 1株 | 28万円 |
| オ 同年9月20日 | 2株 | 56万円 |

| | | | |
|---|---------|----|------|
| カ | 同年12月7日 | 3株 | 33万円 |
| キ | 同月14日 | 2株 | 22万円 |
| ク | 同月25日 | 5株 | 55万円 |
| ケ | 同月27日 | 5株 | 55万円 |

(3) 被告会社は現在に至っても上場していない。

(4) 責任原因

ア 被告臼井、被告安藤及び被告栗原（以下「被告臼井ら」という。）は、証券会社の登録を受けずに金融商品取引を業として金銭をだまし取るため被告会社を設立し、その運営に当たり、被告臼井は、被告会社の代表取締役として被告会社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであるのにこれをせず、原告に対し、被告会社が上場する準備をしており、上場すれば被告会社の株価が上がると申し向け、原告をしてその旨誤信させ、会社法上の募集株式の発行等の手続によらず、未公開株式である被告会社の株式を実際の価格から乖離した価格で販売し、被告安藤及び被告栗原（以下「被告安藤ら」という。）は、被告臼井の上記違法な業務執行の監督・是正を怠り、原告に対し、本件株式を購入させたのであるから、被告臼井らは、原告が本件株式の購入によって被った損害を賠償すべき義務を負い、被告臼井らの上記行為は、被告会社の業務として行われたから、被告会社は、被告臼井らの上記行為によって生じた原告の損害を賠償する義務を負う。

イ アの事実が認められないとしても、被告臼井らは、被告会社が上場する予定がないのに、未公開株式販売業者ら（以下「本件販売業者」という。）に被告会社名義の預金口座（以下「本件口座」という。）や代表者印等を利用させ、本件販売業者と共に謀し若しくは本件販売業者を帮助し、又は本件口座や代表者印等が利用されて被告会社の株式が販売されることを見し、その結果を回避すべき注意義務があったのに、これを怠り、原

告に対し、被告会社が上場する準備をしており、上場すれば被告会社の株価が上がると申し向け、原告をしてその旨誤信させ、本件販売業者をして個人投資家やその関連会社である株式会社ディックス（以下「ディックス」という。）に売却された被告会社の株式のうち、本件株式を実際の価格から乖離した価格で原告に購入させたから、被告白井らは、原告が本件株式の購入によって被った損害を賠償すべき義務を負い、被告白井らの上記行為は、被告会社の業務として行われたから、被告会社は、被告白井らの上記行為によって生じた原告の損害を賠償する義務を負う。

(5) 損害

ア　原告は、被告らの上記(4)の行為によって本件株式の代金585万円相当の損害を受けた。

イ　原告は、本件訴訟を遂行するため、弁護士に訴訟委任することを余儀なくされ、上記損害額の1割に相当する59万円の弁護士費用相当の損害を受けた。

(6) よって、原告は、被告白井らに対しては、会社法430条、429条1項又は民法719条、709条に基づき、被告会社に対しては、会社法350条又は民法715条1項、709条に基づき、連帶して損害金644万円及びこれに対する不法行為の後の日であり、請求の後の日である平成20年1月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

請求原因(1)は認める。同(2)のうち、原告が被告会社の株式を購入した事実は認める。株式の購入価格は不知。その余は否認する。同(4)アは否認又は争う。同(4)イのうち、本件販売業者が本件口座を利用して個人投資家やその関連会社であるディックスに売却された被告会社の株式のうち、本件株式を原告に購入させたことは認める。その余は否認又は争う。同(5)は否認又は争う。

理 由

1 請求原因(1)ないし(3)について

請求原因(1)の事実は当事者間に争いがない。請求原因(2)の事実のうち、原告が本件株式を購入した事実は当事者間に争いがなく、この争いのない事実に加え、証拠（甲1～6、甲7の1及び2、甲8の1～30、甲9の1～9、甲17）によれば、請求原因(2)の事実のうち、原告が主張する日に原告の主張する価格で被告会社の株式である本件株式を合計585万円で購入したこと、原告が本件株式を購入したのは、平成19年3月ころから、被告会社の従業員と名乗る者（ただし、その者が被告会社の従業員であることを認めるに足りる証拠はない。）からの電話により、被告会社が上場する準備をしており、上場すれば1株28万円が100万円から150万円に上がって利益が上がる、同年秋ごろに上場の予定であるとの勧誘を受け、株式公開を果たすべく取り組んでいる旨記載された出資を勧誘する被告会社作成名義の書面（甲1及び2、以下「本件書面」という。）が送付され、これらによって、被告会社が上場を予定しており、上場すれば被告会社の株価が値上がりすると誤信したからであるとの事実が認められる。そして、被告は、請求原因(3)の事実を争うことを明らかにしないから、この事実を自白したものとみなす。

2 請求原因(4)イについて

請求原因(4)イの事実のうち、本件販売業者が本件口座を利用して個人投資家やその関連会社であるディックスに売却された被告会社の株式のうち本件株式を原告に購入させたことは当事者間に争いがなく、この事実及び上記1で認定した事実に加え、証拠（甲1～6、甲8の1～30、甲9の1～9、甲10の1及び2、甲17）及び弁論の全趣旨によれば、本件書面が被告会社作成名義の書面であったこと、原告が本件株式の購入代金を振り込んだ本件口座は、被告会社名義の預金口座であったこと、原告は、本件株式の購入代金を本件口座に振り込んだ都度、被告会社が作成した株券（甲8の1～30、以下「本件株

券」という。)を受け取り、被告会社が作成した実質保有者登録済通知書(甲9の1~9)の送付を受けたこと、本件株式は、その全てが新株引受権の行使により被告臼井が1株2万5000円で取得したものであり、本件株券のうち平成19年7月30日以降に発行された18枚の株券(甲8の13~30)には、株主として被告臼井の名前が記載されていること、原告は、当初平成19年秋ごろに上場を予定しているとの説明を受けていたにもかかわらず、上場の気配がなかったことから、平成20年3月ころ被告会社に電話をしたところ、被告臼井は、平成21年9月ころに上場する予定であるとの説明をしたことが認められる。

上記事実及び上記1で認定した事実に照らせば、被告臼井らは、本件販売業者に本件口座及び被告会社の代表者印を利用させるなどして本件販売業者と共に謀し、被告会社が株式を上場する予定がないにもかかわらず、自ら又は販売業者をして電話及び本件書面により、原告に対し、被告会社が株式を上場する準備をしており、上場すれば被告会社の株価が上がる旨申し向け、原告をしてその旨誤信させ、本件株式を実際の価格から乖離した高額な価格で購入させたとの事実を認めるのが相当であり、被告臼井らの上記行為(以下「本件行為」という。)は、原告に対する不法行為を構成するものというべきである。したがって、被告臼井らは、原告に対し、民法719条1項、709条に基づき原告が本件株式を購入したことによって被った損害を賠償すべき義務を負う。そして、本件行為は、被告会社の代表者である被告臼井及び取締役である被告安藤らがその職務として行った行為であるというべきであるから、被告会社も会社法350条及び民法715条1項に基づき、本件行為によって原告が被った損害を賠償すべき義務を負う。

3 請求原因(5)について

上記認定事実によれば、原告は、本件行為がなければ、本件株式を購入しなかつたと認められるから、原告は、本件行為によって、本件株式の代金585

万円相当の損害を受けたものというべきである。この点、上記2で認定したとおり、本件株式は、被告臼井が1株2万5000円で取得したとの事実が認められるが、本件株式の価格が1株2万5000円であると認めるに足りる証拠はなく、被告らは、本件株式の価格について何ら主張、立証しないから、被告臼井が1株2万5000円で取得したとの事実は、上記認定を左右するものではない。

そして、上記損害額、本事案の性質等本件に現れた一切の事情を考慮すると、本件行為と相当因果関係のある弁護士費用は59万円と認めるのが相当である。

以上によれば、原告は、本件行為により644万円の損害を被ったということができるから、被告らは、原告に対し、不法行為に基づき、連帯して損害金644万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成20年11月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

4 結論

よって、原告の請求は、理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第8部

裁判官 小濱 浩庸

これは正本である。

平成21年7月15日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 布 目 貴 土